「習志野市国民健康保険運営協議会運営要領」の策定について

本市条例等の改正に伴い、新たに「習志野市国民健康保険運営協議会運営要領」（以下「運営要領」という。）を策定するものです。「運営要領」を策定することにより、これまでと同様に、本協議会の運営を可能とするものです。（施行日：令和8年9月24日）

1. 習志野市国民健康保険運営協議会に係る、条例・規則における規定

令和8年3月31日まで
・（旧）習志野市国民健康保険条例　第2、3条 **・（旧）習志野市国民健康保険規則　第3～20条**
令和8年4月1日から
・習志野市附属機関設置条例 **・習志野市附属機関設置条例施行規則**

個別の条例に規定していた附属機関の設置等について、必要な事項を一括して規定するため、新たに「習志野市附属機関設置条例」及び「習志野市附属機関設置条例施行規則」が制定されました。

2. 会長が本協議会に諮って定める規定

統一的な規定は「習志野市附属機関設置条例」等で定められていますが、習志野市国民健康保険運営協議会の独自の規定等は、別途、本協議会において定める必要があります。

習志野市附属機関設置条例施行規則
第9条　この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、当該附属機関の会長等が当該附属機関に諮って定める。

3. 「運営要領」に定めるもの

「運営要領」に定めるものは、いずれも令和8年3月31日まで「習志野市国民健康保険条例」等に規定があったものです。

運営要領	内容
第1条（趣旨）	要領制定の趣旨の説明。
第2条（審議事項等）	諮問に対し速やかに答申すること、市長に建議できること。
第3条（会長及び副会長）	会長の「職務代理者」は「副会長」とすること、 会長・副会長の任期は、委員在任期間とすること。
第4条（招集）	委員の3分の1以上の請求で、会議を招集すること等。
第5条（審議事項の通知）	市長は、審議事項を事前に会長へ通知すること。
第6条（市長等の出席及び意見）	市長・関係職員は、会議に出席し意見を述べられること。
第7条（市長への報告）	会長は、審議した事項を市長に報告すること。
第8条（会議録）	会長は、会議録を作成し、これに署名すること。

4.「運営要領」に定めないもの

令和8年3月31日まで「習志野市国民健康保険規則」に規定があったもののうち、「運営要領」に定めないものがあります。その内容と理由は、次のとおりです。

（旧）習志野市国民健康保険規則

・第13条（除斥）

〈内容〉 委員は、自己または親族等が関係する事項について、会議に加わることはできないが、例外として、協議会の同意があったときは、加わることができるとする規定。

〈理由〉 新たな条例では、「委員は、自己の利害に関係する事項についての審議に参加することができない。」（習志野市附属機関設置条例第8条第5項）とされており、例外を要領で定めることができないため。

・第16条　第2項（会議録）

〈内容〉 会議録の作成に関する規定。

〈理由〉「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」に別途定めがあるため。

・第17条（委員の名簿）

〈内容〉 委員の名簿を備え付ける規定。

〈理由〉「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」に別途定めがあるため。